

平成28年7月29日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、併せて「障害給付」という。）の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、うつ病（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁判を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、障害認定日（平成〇年〇月〇日）における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1（障害等級3級の障害の程度を定めた表）に定める程度に該当するとして、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の決定をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害等級2級の障害給付は、障害の状態が国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める2級の程度に該当しない場合は支給されないことになっている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であること

は、本件記録から明らかであり、障害認定日が同日から1年6月後の平成〇年〇月〇日になることは、当事者間にも争いがないものと認められるところ、請求人は、第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、国年令別表に定める程度に該当しないと認められるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(略)

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 精神の障害により、障害等級2級に該当する障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が定められている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものである。

認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度と

は、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

- (2) 認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされ、請求人の当該傷病による障害は、現出している症状に照らし、気分（感情）障害に関する認定要領を参照して障害の程度を判定するのが相当と解されるところ、気分（感情）障害による障害で障害等級2級に相当すると認められるもの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。そして、気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであり、したがって、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たつては、身体的機能及び精神的機能を考

慮の上、社会的な適応性の程度によつて判断するよう努めるとされている。

- (3) 上記1で認定した事実によれば、本件障害の状態は、病状又は状態像として、抑うつ状態（憂うつ気分、希望念慮）、統合失調症等残遺状態（意欲の減退）が認められ、その具体的な程度・症状は、不眠、身体倦怠感、動悸、意欲低下が続き、日中は臥床がちの生活となっており、先々のことを考えて、不安感、抑うつ気分が強まり、希望念慮に発展するとされ、日常生活状況は、在宅で同居者がおり、家族以外の者との対人的交流はなく、日常生活能力の程度は「(3)」とされ、日常生活能力の判定では、適切な食事は、自発的にできるが時には助言や指導を必要とする程度とされているものの、身辺の清潔保持は、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）、他人との意思伝達及び対人関係は、助言や指導があればできる、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は、助言や指導をしてできない若しくは行わないとされており、また、再審査請求代理人からの照会に対し、A医師は、平成〇年〇月〇日付書面において、日常生活能力の低下は顕著で、家族の援助を要することも多く、日常生活能力の程度の判定は（3）とも（4）ともとれる状況であり、入院を考慮せざるを得ない時もあった旨回答していることが認められるところ、審査資料の診断書の内容及び本件手続の全趣旨に照らして首肯することができ、就労支援サービスについても、請求人の病歴・就労状況等申立書及び審理期日における再審査請求代理人の陳述によれば、就労支援サービスを受けて、平成〇年〇月に、試験的にリサイクル事業所での作業に短時間従事してみたものの、すぐに体調不良となり、また外出られなくなってしまったというのであって、このような状態を総合して判

断すれば、それは、認定基準における2級の例示である「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」に該当し、障害等級2級の程度と認めるのが相当である。しかし、上記のような本件障害の状態に照らして、それより重い1級に該当するものとは認められない。

- (4) 以上によれば、請求人に対しては、平成〇年〇月〇日の障害認定日を受給権発生日として、障害等級2級の障害給付が支給されるべきであり、これと異なる原処分は相当でないので取り消すこととし、主文のとおり裁決する。